

## 令和3年12月 守口市教育委員会定例会の概要

○日時：令和3年12月21日

開会：午後2時00分～午後3時41分

○出席者

教育長 太田 知啓

教育委員

教育長職務代理者 江端 源治

委員 杉岡 佐緒理

委員 田中 満公子

委員 古川 知子

事務局

教育監 森田 大輔 教育部長 大西 和也

総務課長 加藤 久隆 学校管理課長 酒田 宗利

学校教育課長 棹本 達也 保健給食課長 後藤 勝義

教育センター長 佐々木 幸子 生涯学習・スポーツ振興課長 宮垣 義隆

ほか担当職員

○教育長 それでは定刻になりましたのでただいまから、教育委員会12月定例会を開会いたします。

それではまず、日程第1「会期について」お諮りいたします。本日の定例会の会議時間は、午後2時から午後4時までの2時間といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、会議時間は午後4時までの2時間といたします。

次に、日程第2「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は杉岡委員を御指名申し上げますので、よろしく申し上げます。

次に、日程第3、議題第35号「守口市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第35号「守口市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則案」。守口市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則案について、次のとおりとする。

令和3年12月21日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは議案第35号「守口市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則案」を御説明申し上げます。

恐れ入りますが2ページを参照賜りたいと存じます。守口市図書館条例施行規則におきましては、市立図書館の利用及び貸出等について必要な事項を定めております。この度、規則改正をお願いいたしますのは主に一点でございます。生涯学習情報センターが当時、図書館の開館を午前10時から午後8時までとしていたことから、市立図書館の開館についても午前10時から午後10時として運用しておるところでございます。この度、図書館指定管理者も図書館流通センター・大阪ガスビジネスクリエイト・長谷工コミュニティ共同体より、開館時間の変更に対する要望書が出てまいりました。要望内容でございますが、図書館開館前に行列が発生しておることや、午後8時以降の利用者が少ないなど、また利用者からは開館時間を早めてほしいとの要望や、生涯学習フロア貸室利用者からは、準備時間も含めると2時間の予定が組めない等の意見が出ているところがございます。このことから担当課と指定管理者で慎重に協議を重ねた結果、開館時間を早めることでさらなる市民サービスの向上に向けて変更しようとするものでございます。

主な変更内容でございますが、「守口市立図書館条例施行規則第4条」でございます。現行、午前10時から午後10時までとしておるところを、改正案では午前9時

から午後9時までに改正しようとするものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日を令和4年1月1日からとさせていただくものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上御決定賜りますことをお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

○事務局 以前、10時開館のときに行列ができていたというのは曜日によって差異がかなりあるんですか。

○事務局 行列ができているときなんです、やはり多いのは週末や朝に恐らく学生の方がたくさん並んでおられるという状況でございます。

以上です。

○委員 利用時間、開館時間は、利用者ニーズの中でも非常に大きなウエイトを占めますので、可能な限り利用者のニーズに答えられるように柔軟に運用できたらいいなと思ったりもしますね。今後の話ですけど曜日によって違うとか、というのも喜んでもらえるんじゃないかなと思います。いい図書館にもっともっとなってほしいと思ってますので、1人でも多くの方が来て賑わうような図書館にしてほしいと思います。

以上です。

○教育長 ほかに御質問や御意見はないでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問がないようですので採決いたしたいと思います。議案第35号につきましては、原案どおりに決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第35号につきましては、原案どおりに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第36号「令和4年度教育に関する予算についての意見（案）」を議題といたします。議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第36号「令和4年度教育に関する予算についての意見（案）」。

令和4年度教育に関する予算についての意見案を、次のとおりとする。

令和3年12月21日提出。守口市教育委員会 委員長 太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第36号「令和4年度教育に関する予算についての意見（案）」について御説明いたします。議案書3ページから6ページまでを御覧いただきますようお願いいたします。

まず初めに、6ページを御覧ください。本教育委員会の予算（案）でございますが、経常的経費と臨時的経費の2本立てになっております。先に、上段の会計年度任用職員以外の人的経費を除きました予算要求（案）について御説明いたします。令和4年度の当初予算要求額のうち、経常的経費の合計額は2,161,063,000円。前年度に比べまして200,002,541円の増となっております。

内訳を御説明いたします。教育総務費につきましては、要求額は472,459,000円と前年度予算に対しまして122,372,000円の増額となっております。主な要因といたしましては、教育専門相談員による相談実施枠の拡充に伴う増額、学校教育情報コーディネーター（ICT支援員）追加配置に伴う増額、学習用インターネット通信回線追加整備に伴う通信料の増額、スクール・サポート・スタッフ配置事業の経常予算化による増額などがございます。

次に、小学校費でございますが、要求額が1,053,002,000円で前年度予算に対しまして、116,071,000円の増額となっております。主な要因といたしましては、学習用プリント高品質化事業（複合機更新）に伴う増額、特別支援教育支援員派遣事業の派遣時間拡充に伴う増額、学校給食調理業務委託の契約更新（きざみ食等対応含む）に伴う増額、小学校施設の維持管理に係る設備保守点検業務委

託料の増額などがございます。

次に、中学校費でございますが、要求額は398,671,000円、前年度予算に対しまして20,828,000円の増額となっております。主な要因といたしましては、学習用プリント高品質化事業（複合機更新）に伴う増額、中学校教員用指導書配置済に伴う購入費用の減額、中学校施設の維持管理に係る設備保守点検業務委託料の増額、就学奨励対象生徒の増加に伴う給与金の増額などがございます。

最後に、社会教育費でございますが、要求額は236,931,000円で、前年度と比較しまして、33,861,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、文化財ガイドマップ作製業務の完了に伴う減額、公園再整備工事及び市立図書館敷地内整備工事費並びに市立図書館駐車場整備工事の完成に伴う減額でございます。

以上、簡単な説明でございますが当初予算要求（案）の説明とさせていただきます。

続きまして、臨時的経費の予算要求（案）について御説明いたします。下段を御覧いただきますようよろしくお願いいたします。教育総務費についてでございますが、②「児童生徒の資質・能力の育成」において、学力向上のマネジメント機能の向上のための「学力向上推進教員配置事業」、読書習慣の改善のための「学校図書館司書配置事業及び電子書籍整備事業」、「学校図書館ネットワーク事業」、英語コミュニケーション力の育成に向けた「英語教育推進事業」、郷土愛の育成のための「守口市郷土学習『もりぐち学』実施事業」。③「GIGAスクールの推進」において、児童生徒の情報活用能力の育成や主体的・協働的な学習に向けた「指導者用タブレット端末整備事業」、タブレット等機器の不具合や家庭からの相談サポートのための「GIGAスクール運営支援センター整備事業」、デジタル教科書整備に向けた「学習用デジタル教科書実証事業」でございます。また、生徒指導特別支援教育の充実において障がい等のある児童生徒の学校生活や学習活動の支援に向けた「特別支援教育支援員配置事業」と、学校機能の強化において専門性のある外部人材や民間活力を活用した

部活動水泳指導の充実を図るための「地域運動部活動推進事業」及び「水泳指導補助等業務委託事業」、学校家庭間連絡体制の強化のための「学校家庭間におけるデジタル連絡ツール導入事業」及び「市立学校夜間等電話業務委託事業」に必要な経費といたしまして、合計200,008,806円を計上いたしております。

次に、小学校費でございますが、①「安全・安心な教育環境の整備」において老朽化対策や教育環境の改善に向けた、「守口小学校施設整備事業」及び「屋内運動場空調設置事業」とGIGAスクールの推進として、ICT環境の整備に向けた家庭でのオンライン学習への支援のための「就学奨励事業（オンライン学習費）」、学校機能の強化の「学校家庭間におけるデジタル連絡ツール導入事業」に必要な経費といたしまして、合計37,154,000円を計上しております。

次に、中学校費でございますが、GIGAスクールの推進の「就学奨励事業（オンライン学習費）」及び学校機能の強化に「学校家庭間におけるデジタルツール導入事業」に必要な経費として、合計10,713,000円を計上しております。

最後に社会教育費でございますが、⑦「生涯学習の推進」の観点から読書活動のさらなる推進に向け、市立図書館に来館せずとも利用できる電子図書館システムの導入のための「守口市立図書館管理事業（電子図書館）」に必要な経費といたしまして11,688,000円を計上いたしております。

以上が臨時的経費の予算（案）でございます。

次に4ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく、令和4年度教育に関する予算についての意見（案）でございますが、文案を朗読させていただきます。

「本市教育委員会は、『郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際社会で主体的に行動する人の育成』を教育理念に掲げ、教育内容の充実と教育環境の整備に合わせて、学校・家庭・地域の教育力を高めながら、子どもの成長に関わる教育コミュニティの

形成を促進し、コロナ禍においても、市民の多様な学習活動を支援するとともに、学びときずなを深めながら生涯学び続けられる地域社会づくりを推進してまいります。

令和4年度におきましても、新型コロナウイルス感染症の予防対策など子どもの心と体の健康を守り、学力の向上や教育の情報化、老朽化した学校施設への対応など諸課題を解決できるよう、①『安全・安心な教育環境の整備』、②『児童生徒の資質・能力の育成』、③『G I G Aスクールの推進』、④『生徒指導、特別支援教育の充実』、⑤『学校機能の強化』、⑥『コロナ禍での学びの保障』、⑦『生涯学習の推進』を重点施策として位置付けております。

具体的には、①『安全・安心な教育環境の整備』においては、教育環境の改善に向け、既存校の老朽化対策に取り組み、早期に課題解消を要する守口小学校の校舎棟及び屋内運動場の増築、長寿命化改修に着手するとともに、計画的に小中学校の屋内運動場に空調設備を整備してまいります。

②『児童生徒の資質・能力の育成』においては、全国学力・学習状況調査結果等の分析や非認知能力の向上にかかる研究を進めながら「守口市学力向上プラン」を着実に推進するため、学力向上推進教員によるマネジメント機能を向上させつつ、学校図書館司書の配置拡充、学習者用タブレット端末を活用した電子書籍の整備、学校図書館のデータベース・ネットワーク化を通じて読書習慣を改善するとともに、英語指導助手の配置拡充や教材開発によって英語コミュニケーション力や郷土愛の育成に向けた教育の充実を図ってまいります。

③「G I G Aスクールの推進」においては、学習者用タブレット端末等を積極的に活用し、児童生徒の情報活用能力の育成や主体的・協働的な学習を推進するため、指導用タブレット端末の整備、I C T支援員の配置拡充、機器の不具合や家庭からの相談への対応等を行うG I G Aスクール運営支援センターの整備、学習者用デジタル教科書の整備とともに、家庭でオンライン学習を行うための支援に取り組めます。

④「生徒指導、特別支援教育の充実」においては、不登校など不安や悩みを抱え

る児童生徒等の教育相談件数が増加していることから、福祉関係機関との連携を図りつつ、スクールカウンセラー等の教育相談体制を充実するとともに、障がいのある児童生徒一人ひとりのニーズに合わせた介助や学習活動の支援のため、特別支援教育支援員の充実に取り組んでまいります。また、摂食障害のある児童に対しても安全安心なきざみ食等を提供してまいります。

⑤「学校機能の強化」においては、専門性のある外部人材や民間活力を活用し部活動や水泳指導の充実を図るとともに、学校・家庭の連絡を円滑かつ着実に行えるようデジタル連絡ツールを導入しつつ、コールセンターを活用した夜間・休日における緊急連絡体制を構築してまいります。

⑥「コロナ禍での学びの保障」では、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した上での水泳指導を可能とする民間スイミングスクールとの連携、学校の臨時休業や出席停止時に家庭でオンライン学習を行うための支援、感染が確認された際等の緊急連絡体制の構築に取り組めます。

最後に、⑦「生涯学習の推進」においては、読書活動の更なる推進に向け、市立図書館に来館せずとも利用できる電子図書館システムの導入などの環境整備に取り組み、併せて、市立図書館と学校図書館とのネットワークの構築に努めてまいります。以上、主な重点施策を列記しましたが、学校教育と社会教育が一体となって、社会が加速度的に変化する中においても、子どもたちが可能性を信じ、多様な人々と協働し、豊かな人間関係を築き社会性を身に付けながら、心豊かでたくましく育つことができるように、「生きる力」と「生涯学び続ける人」の育成を目指して取り組んでまいりますので、教育に関して必要な予算の確保について、特段のご理解、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。」

○教育長 説明は終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

○委員 今、お読みいただいた教育長から西端市長への予算についての意見（案）ございますが、この書類は日付が入ってないんですが入れるんですか。



○事務局　本日定例会で御決定いただいた場合につきましては、後日、当該文書を市長に提出する日を記載させていただく予定です。

以上でございます。

○委員　そうしたら、令和3年の12月のなにがしかに日付があるということですかね。この情報は予算要求の段階ですので、決定でも何でもないんですが、今、流行りの言葉で言うと保護者ステイクホルダーですね。絵の発信というか公開はなさってるんですか。

○事務局　HPで公開させていただいております。

○委員　それは文章と次のページの金額は入った文がございますね。

○事務局　文章のみですね。

○委員　文章のみですね、分かりました。

その後、予算が決定しましたら、どの程度のレベルまで公開されてるんですか、同じく文章のままですか。

○事務局　その分に関して公表はしておりません。

○委員　特段、意見を申すわけではありませんが、PTA協議会なんかではいろいろあぁしてほしい、こうしてほしいというお願いがあると思うんですね。それが、こういう形で載っていれば非常に分かりやすいんですけども、別に隠すものでもないように思いますね。むしろ知ってもらわねばならないことじゃないかと。何でもかんでも実現するとは誰も思いません。予算の限りがありますので、どれを重点的にしたかということが分かるようにしてるということは悪くないと思うんですけども、今後の検討の課題としていただきたいと思います。

○事務局　貴重な御意見いただきまして、ありがとうございます。市民の方々に對して、教育の予算につきましても十分に情報発信ができるような形で今後進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員　ぜひ、その際に市民が分かるように発信してほしいです。数字だけ書か

れても何のことか分かりませんので、何に、それは使われるのかということが一番大事だと思います。そうすれば市民は期待もできますし、我慢もしてくれると思います。検討のほどお願いします。

○事務局　　今、予算編成の過程でございますので、編成の過程においては、なかなか公表できるというものではないんですけれども、今現在企画財政部とヒアリングを行っておりまして、また年をまたぎましてですけれども市長査定を経て、予算というものが決定されていきます。予算（案）が確定しましたときには、教育だけではないですけれども、全体の予算としてプレスにも発表して、また市民の方々にも公表をさせていただくような形で、例年HP等中心に公開をさせていただいています。

今年度についても、同様の取扱いをさせていただきます。ただ、今ご意見いただいたように特に教育の中でというようなこともございますので、そういった部分の取扱いについてはまたしっかりと検討させていただいて、保護者の方により分かりやすいような形を取れるように全体のバランスも含めた中で考えさせていただきたいと思えます。

○教育長　　ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

○委員　　今月の初めの総合教育会議で、直接、西端市長に今回の予算要求に挙げられている幾つかの事業についての必要性をお話することができたと思っています。非常に、関心を持って熱心に聞いていただけたとは思っています。ここに挙げられている事業は今からとかこれから子どもたちにとっても保護者にとっても、守口市民にとっても、守口市の教育行政に期待したくなるような事業というふうに思っています。ぜひ少しでも実現できるように願っておりますので頑張ってください。よろしく願います。

○事務局　　貴重な御意見いただきましてありがとうございます。今、財政部局とちよほど折衝中でございます。全て取れるよう勢いをつけて頑張ってもらいたいと思えますので、どうぞよろしく願います。

○教育長　ほかにいかがでしょうか。

○委員　総合教育会議の際に、動画でタブレットの活用をお示しいただいて、すごく私たちも分かりやすかったし、市長も分かりやすかったのではないかと思います。例えば図書館の司書の活用なんですけれども、視察させていただいた学校ではすごく活発に司書の方が充実した図書館を築いておられて、何かそういうのも視覚的に訴えてはどうかというふうに感じました。

以上です。

○教育長　何か事務局からありますか。

○事務局　ありがとうございます。今回、学校視察の際には、いろいろな教育活動や、学校の図書館を視察いただきました。その中でも学校司書が特に図書館のレイアウトをより分かりやすく学校図書館の本を閲覧できるような形に工夫されていたとっております。いろんな学校現場の状況がございますが、いいところについては、やはりそれらの情報を共有して、それぞれの学校に伝えていき、また参考にしていただくような形で周知していきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局　補足でございますが、今、御示唆いただきましたように、我々もこれまでは文章を基本として、また成果等エビデンスに基づく効果等を説明をさせていただくという形をずっとしてまいりましたが、やっぱり動画やパワーポイントなどで、本当にしっかりと知っていただければ効果等も期待していただけるというふうに思いますので、今後、市長を始め、皆様に説明させていただく際には動画などを活用して、より分かっただきやすいように工夫して進めてまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

○委員　本当に絶対的に、非常に積極的な取組み等をベースにしながら意見をまとめていただいているなというふうに思っております。

特に、第一段落というんでしょうか、一番最初に書いていただいておりますように、

「コロナ禍においても、市民の多様な学習活動を支援するとともに、学びときずなを深めながら生涯学び続けられる地域社会づくりを推進してまいります」というところに私はとても共感をもって読ませていただきました。

一点だけ、④の「生徒指導、特別支援教育の充実」の内容なんですけれども、もう少しこういうことを観点として盛り込んだらどうでしょうかということを考えてみました。と言いますのは、このあとスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの話にも入っていくと思うんですけれども、この内容はスクールカウンセラー、それから特別支援教育の担うミッションが中心に書いてあるのかなという印象で、やはりスクールソーシャルワーカーの方が、地域のいろんな行政機関を繋いでいくことは、とても大きな支援になっていくと思うんです。そういう観点も盛り込んでいただいたらどうかなというそういう印象、感想を持ちました。

○教育長 何か事務局からありますか。何か工夫できそうですかね。

○事務局 今、委員から御示唆いただいた件で、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが学校教育法の中でも教職員に位置付けられたこともございます。やはりスクールカウンセラーのみだけではなく、スクールソーシャルワーカーの重要性というのも、本市としてもすごく感じているところでございますので、そこがしっかり載るような形でまた御検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○教育長 ありがとうございます。今、御意見いただいたことも踏まえて、少し文章の修正をさせていただきたいと思います。また、教育委員会がこういうことを充実していくということ、これまで各学校間に対しては、周知してきたと思いますが、我々の反省として市民に向けての情報発信がまだまだ十分でなかったという点を改めて、感じた次第であります。またこれから予算も、各学校の取組みだったり、教育委員会がこういうことを進めていくということを市民の方に分かりやすく、積極的に情報発信していきたいと思っております。今、事務局でもいろいろ考えているところですので、

また教育委員会定例会で御紹介をしたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、ほかに御質問や御意見がないようですので採決いたしたいと思えます。

議案第36号につきましては都度修正をいたしますが、ほぼ原案どおりに決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第36号につきましては、原案どおり決定いたしました。

それでは次に、日程第5、議案第37号「守口市教育財産の処分の申出について」を議題といたします。議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第37号「守口市教育財産の処分の申出について」。

守口市教育財産の処分の申出について、次のとおりとする。

令和3年12月21日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは議案の説明をお願いします。

○事務局 学校管理課から、先月の教育委員会定例会においても御報告いたしました市民生活部コミュニティ推進課から申出があった、守口市教育財産の旧にわくぼ幼稚園の処分について御説明申し上げます。お手元の議案書8ページから9ページを御参照ください。

「1. 経過」といたしまして、市民生活部コミュニティ推進課から、教育委員会が所管する旧にわくぼ幼稚園用地1,480㎡のうち、約1,300㎡及び建物594㎡のうち、508㎡について、庭窪コミュニティセンターの新築整備用地として移管の申出があったものです。

「2. 申出案」といたしましては、「旧にわくぼ幼稚園については、平成28年3月末で閉園した後、教育財産として管理しているが、現状、通常時に用地や建物を使用することはなく、今後も使用する見込みがないため、移管後においても教育活動に支障がないことから、当該用地及び建物を守口市教育委員会から守口市に財産移管す

ることについては適当である。」としております。

「3. 移管予定日」といたしましては、現在年度で契約し、建物を管理していることもありまして、「令和4年4月1日」としております。今後につきましては、本委員会で御審議の上、御決定いただきました内容につきまして、守口市長に対し守口市教育財産の処分の申出について回答してまいります。

以上、誠に簡単な説明ではございますが御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。それでは特に御質問、御意見がないようですので採決いたしたいと思います。議案第37号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第37号につきましては、原案どおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第38号「令和4年度支援学級在籍児童使用予定の教科用図書の採択について」を議題といたします。議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第38号「令和4年度支援学級在籍児童使用予定の教科用図書の採択について」。

令和4年度支援学級在籍児童使用予定の教科用図書の採択について、次のとおりとする。

令和3年12月21日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは議案第38号「令和4年度支援学級在籍児童使用予定の教科用図書の採択について」御説明申し上げます。恐れ入りますが議案書10ページから11ページを御参照いただきますようお願いいたします。

令和4年度に本市立小学校及び義務教育学校前期課程で使用する教科用図書につき

ましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、第14条並びに同法施行令第15条に基づき令和3年4月教育委員会定例会において採択をしたところでございます。守口市における就学先決定の時期は11月30日を期限としており、この度、令和4年度に、守口市立学校の支援学級に就学する児童のうち視覚障がいを持つ児童が1名通学することが決定いたしました。当該児童につきましては、障がいの状況と保護者の御要望により当該児童に対する教育目標を達成する上で、文部科学省視覚教科用図書並びに当該学年使用教科用図書と同じ内容の一般図書、点字教科書を使用することがより適切であると考えます。このことから学校教育法第34条並びに当方規則第9条に基づき、本市教育委員会において議案書11ページにお示ししております種目における文部科学省著作教科用図書並びに一般図書、点字教科書を採択するため御審議いただきたく存じます。

資料、当該児童使用予定の教科用図書（案）のとおり、国語と算数につきましては当該児童が主に支援学級で学習するため、文部科学省著作教科用図書を使用いたします。文部科学省著作教科用図書につきましては、文部科学省が選定した原点教科書を基に点訳されており、特別支援学校等で学習することを前提に文部科学省により内容が編集された教科書となります。

なお、音楽につきましては、通常の学級で使用いたしますが、原点教科書と本市採択教科書の出版社が同じであるため、文部科学省著作教科書を使用いたします。

その他の教科書、書写、生活、図画工作、道徳につきましては当該児童が主に交流及び協働学習の時間、つまり通常の学級で学習するため本市の採択教科書をボランティア団体に点訳を依頼して発行する点字教科書を使用いたします。

以上、誠に簡単な説明でございますがよろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

今回、この定例会で決定して府を通じて国に報告して、その後、子どもへの給与ま

でのスケジュールは大体どんな感じでしょうか。

○事務局　本日、採択をしていただくのですが、大阪府とのやり取りの中で既にボランティア団体は決定しておりますので、この団体に点訳を進めていただいております。

また、4月の当初に当たり1冊目が来月手元に来るように科目別に依頼しております。

○教育長　ありがとうございます。

分冊ですので、2分冊目以降は授業の時期に間に合うように持たせてください。ありがとうございます。

ほかに何か、御質問や御意見ございますでしょうか。

○委員　入学に際して、例えばテストを点字で作ったり、子どもが今度、点字で答えたものを数字に直すなど、そういう支援ができる人が必要だと思うんです。常勤では難しいとは思いますが、そういった点字に詳しい方のサポート体制が必要ではないかなというふうに感じております。

○教育長　現在考えている範囲で、事務局から支援の体制について説明をお願いします。

○事務局　御意見ありがとうございます。おっしゃるとおり実際としましては、点字に長けた教員というのは、非常に難しいところなんですけれども、既にこれまでも当該の児童それから保護者の方と複数回就学予定の学校、それから当課の担当指導主事も交えながら定期的に入學に向けての準備をしております。その中で、支援者となる教員につきましては、これまでより先進的に取り組んでおられる、例えば豊中市の学校であったりとか、それから大阪府立の視覚支援学校がございますので、その辺りに実際に足を運んで、また幸いに当該のお子さんについては、現在守口市立の認定こども園に通園されていることから、認定こども園の御協力もいただきながら就学予定の小学校教員が実際にそちらにも足を運んで、今どういった支援がその子にとって



適切なのかというところをいろいろ学びながら4月に向けての準備を進めているところです。4月以降についても同様にそういった、ノウハウを一つ一つ着実に積み重ねながら、また教員自身も研修等を重ねながら、その子にとってのよりよい支援を保護者と一緒に考えていく必要があるかなというふうに思いますので、そういったことを踏まえて取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○教育長　ほかにいかがでしょうか。守口市としても初めてのケースですので、視覚支援学校はじめ関係機関とも十分に連携をして、特に子どもや保護者の希望なども伺いながら、一緒に、子どもにとってふさわしい学びをもっと追求していきたいと思っております。また、当然、当該学校の大事な子どもの1人となりますので、担当する教員だけではなく学校全体で理解を深めながら教育委員会も含めて体制を整えていきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは特に、ほかに御質問、御意見がないようですので採決いたしたいと思います。

議案第38号につきましては原案どおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長　異議なしと認め、議案第38号につきましては、原案どおり決定いたしました。

それでは次に、協議事項に移りたいと思います。協議事項として、「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用に関するガイドライン(案)」についての説明をお願いします。

○事務局　協議事項「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用に関するガイドライン(案)」につきまして説明をさせていただきます。恐れ入りますが別紙、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用に関するガイ

ドライン（案）を御覧いただけますでしょうか。

初めに、本ガイドラインを策定する経緯について、改めて御説明をさせていただきます。令和元年度に本市立学校で生じた重大ないじめ事案について、令和2年6月1日に教育委員会より守口市立学校いじめ防止対策等審議会に諮問し、令和3年5月19日に同審議会より答申がありました。答申案の第4調査結果、「5、国いじめ防止基本方針学校いじめ防止基本方針から見えた学校及び教育委員会の対応について」、「（2）本学校、市教育委員会の事案対応における問題点の検証を学校いじめ対策組織における専門職の役割や位置付け」において次のように検証がされております。

「本事案については、本学校に配置されたスクールカウンセラー以外に、チーフスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等、専門家がケース会議等での助言を行っている。

スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーはスクールカウンセラーとは異なり、本学校のいじめ対策組織に所属しない本事案関係者とは直接の人間関係または特別な利害関係を有さない第三者であり、そうした専門家の助言を得ることは、学校対応に客観性を持たせることに繋がり、効果的ないじめ問題の解決に資することが期待できる。しかし、本事案においては本学校の管理職も市教育委員会も早い段階で教育委員会に所属する2名のスクールソーシャルワーカーを活用することはなかった。府から派遣される、チーフスクールソーシャルワーカーを交えたケース会議を2回開催しているが、既に自体が硬直化しつつある時期であった。もしスクールソーシャルワーカーが早期の段階で事案対応の協議に参加していれば、被害児童及び加害児童の言動の背景に本人を取り巻く環境が与える影響はないかと確認し、あるとすれば関係機関との連携の必要性に関する助言もできたはずである。

また、スクールカウンセラー等の学校配置の専門職や、支援人材を活用した福祉的視点による情報収集の提案など多面的な支援へと繋がる働きかけが行われたのはいかんと推察される。今後、本学校の管理職や教員は、これまで以上にスクールカウ

セラやスクールソーシャルワーカーの活用を意識し、その専門性を生かすために丁寧な情報提供に努め、たとえ派遣形態であってもこれら専門職を生徒指導体制に明確に位置付ける必要がある。またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、それぞれの定められた活用形態の中で最大の専門性を発揮することが期待されていることから、活動範囲における専門性の生かし方について具体的に学校管理職や市教育委員会と協議し求められる役割により積極的に取り組む必要がある。

市教育委員会は、専門職の活用について各校の管理職に委ねるだけではなくて、活動の実態を把握し、各校の学校いじめ防止基本方針を実効性のあるものとするために、必要に応じて管理職や専門職に働きかけを行う必要がある。」

そして第5、再発防止に向けた取組みについて、「③スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと専門職の役割及び活用に関するガイドラインの作成」について、次のように提言がありました。

「本事案発覚後の関係児童及び保護者への支援に対して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職の専門性が十分に発揮されていなかった状況が確認された。今後、専門職の専門性向上と専門職の生徒指導体制への位置付けの明確化を図るため、市教育委員会として専門職の役割及び活用に関するガイドラインを作成し、その内容を各校の学校いじめ防止基本方針に反映させるよう指導すること、併せてガイドラインの内容については、管理職、教員だけでなく、連絡会等を通じて、専門職にも役割を十分に理解・自覚させるよう努める必要がある。」

このことを受け、5月教育委員会定例会にて守口市立学校いじめ防止対策等審議会の答申を受けての今後の対応方針の一つとして、専門職の専門性向上と専門職の生徒指導体制の位置付けの明確化を図るため、専門職の役割及び活用に関するガイドラインを作成することを御決定いただいたところです。

本ガイドラインの作成に当たりましては校長会にて素案を示し、意見を求めるとともに、大阪府スクールカウンセラースーパーバイザー、チーフスクールカウンセラー

及びスクールソーシャルワーカースーパーバイザーに助言をいただき作成しております。

それでは内容について説明させていただきます。

表紙の裏面、目次を御覧いただけますでしょうか、全体の構成としましては、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー、それぞれについて職務内容、職務遂行に当たり配慮すべき事項を記載し、最後にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用について市教育委員会の役割、学校の役割、小中学校の連携について記載をしております。

1 ページ、「1 スクールカウンセラーについて」では、本市のスクールカウンセラーは臨床心理士、公認心理士の資格を有している方が大阪府より配置されていることや、スクールカウンセラー導入の背景と狙いを示しております。

1 ページから 2 ページにかけて、「2 SCの職務内容について」では、児童生徒へのカウンセリングや保護者への助言・援助、不登校いじめや暴力行為等問題行動等が学校として認知した場合や、自然災害、突発的に事件・事故が発生した際の援助、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校外研修の実施等、7点について示しております。

3 ページに移りまして、「3 SCの職務遂行に当たり配慮すべき事項」として、守秘義務や情報共有、家庭訪問の方法、児童虐待に係る通告について示しております。

4 ページからは、スクールソーシャルワーカーについて示しております。「4 スクールソーシャルワーカーについて」では、本市のスクールソーシャルワーカーは、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有していることや、本市のスクールソーシャルワーカー活用の狙いとして、「すべての子どもの困り感をすくい上げ、チームで解決方針を立てる体制づくり」をスローガンにしていることを示し、問題を抱えた児童生徒とその置かれた環境への働きかけを行うスクールソーシャルワークで大切なことを6点示しております。

5 ページに移りまして、「5 S S Wの職務内容について」として問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関とのネットワークの構築、連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築、支援、教職員等への研修活動など5点を示しております。

6 ページに移りまして、「6 S S Wの職務遂行に当たり配慮すべき事項」として、守秘義務や関係機関との連携など5点示しております。

7 ページから8 ページにかけて、「7 S C、S S Wの活用について」を示しております。最初に、市教育委員会の役割については、S C、S S Wが学校、関係機関とネットワークを築くために管理職をはじめとした教職員、関係機関にS C、S S Wの役割を周知する取組みを行っていることを示しております。

次に、学校の役割として、S C、S S Wの専門性及び役割を全教職員が理解し、校長の指揮監督のもと担当者が中心となり、校内体制の構築に向け、組織的に取り組むことが必要であることから、児童生徒の課題の状況に応じて、S C、S S Wと連携しながら担当者が中心となってケース会議を開催し、アセスメントとプランニングを行うことが大切であることを示し、担当者の役割の流れを参考に示しております。

最後に、子どもたちの発達段階に応じた指導を、より効果的にするためにさらに切れ目のない支援をすることが未然防止に繋がることから、小・中学校の連携の必要性について示しております。

以上、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用に関するガイドライン（案）の概要の説明とさせていただきます。本日、皆様から御質問や御意見をいただきたいと考えておりますが、後日お気づきの点などございましたら、恐れ入りますが1月12日水曜日までにメールにていただけましたら幸いです。御意見等を踏まえ、内容の改善をさせていただいた上で、ガイドラインの決定につきましては、1月教育委員会定例会とさせていただきますと考えております。策定後は、本ガイドラインを、本市の全教職員並びに本市に関わりのある専門家の方に活用していただくよ

う校長会にて通知したのち、本市に関わりのあるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーへ連絡会等を通じて周知しつつ、各校の生徒指導担当者を対象として研修会でも周知してまいります。

以上、説明とさせていただきます。

○教育長 説明が終わりました。1月中旬ぐらいまでにまた御意見いただければと思いますが、今日、御覧いただきまして、皆様のお立場から忌憚のない御意見もいただけたらと思いますので、御質問や御意見のある方は、お願いいたします。

○委員 スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーとお話する機会が割とあるんですけど、時間割の関係などでなかなかケース会議に参加できないというふうなこととかも正直起こってくると思うんです。ですので、工夫ができるのであれば、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが来られる曜日とかにそういうケース会議が開けるようにしたら、もっと活用できるんじゃないかなというふうに思いました。

あと教育委員会と福祉部局の連携として、普段から直接顔を合わせる交流があると、何かあったときに動いてもらうことが容易になってくると思いますので、そういったこともどこかで触れていただけるとありがたいかなというふうに思います。

○教育長 ありがとうございます。

何かありますか。まとめてでもいいですよ。

○事務局 貴重な御意見ありがとうございます。委員からご意見いただいた件につきまして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのまずこの2人の勤務日に我々としても、可能な場合は設定をさせていただいているところなんですけど、学校によってはやはり難しいこともございます。ただし、学校での会議については、専門家が来られる日時に合わせて必ずそういった会議を設定していただくようにというのは合わせて今、我々も周知させていただいているところですので、その内容につきまして盛り込んでいきたいと考えています。

また福祉部局との連携につきましては、スクールソーシャルワーカーのみになるんですが、学期に一度の連絡会の際は市役所まで来ていただいて、基本的には関係部署を全て回っていき、最終的に御挨拶ということで、関係各課へ、スクールソーシャルワーカーはこの方たちでするので何かありましたら連携させていただきますということをお伝えしたりとか、またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの連絡会には福祉部局の方にも参加していただき、個別のケースについて相談したこともございますので、そういったことも内容として盛り込んでいきたいと考えています。ありがとうございます。

○委員　もう一ついいですか。学校の教員が担当になられると思うんですけど、この方にはコーディネーター役として、個々のケースに応じて、会議に参加していただくスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを調整していただき、また、その担当者の方とスクールカウンセラーが一緒の会議に出るとかですね。そういうそれぞれで良い感じに解決ができれば、スキルも上げていかれると思いますので、そんなことを少し工夫していただけたらと思います。

もう一つ、私、校長をしていたときなんですが、スクールソーシャルワーカーの方が必ず帰りに校長室に寄って、本当に短時間なんですけれども、今日こんなことがありましたとポイントを言ってくださっていたので、状況が管理職にも伝わっていました。時間外とかになったりする場合もあると思うので、言い方は難しいと思うんですけど、管理職もやっぱり今、大変な事案があるということはもちろん把握されてるけど、それを専門家と共有されると管理職もよりセンスが上がるのではないかなと思います。

○教育長　ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○委員　抽象的になるかもしれないんですが、まず一つ、質問をさせていただきたいんですが、本市の独り親家庭が占める割合というのはどれくらいなのか、もしこ

ここで数字をお持ちでしたら、割合を教えてくださいと思います。

○事務局 申し訳ありません、現在そういった調査等で把握できている数字はございませんが、今、指導主事である私を含め、クラスを持った際に独り親の御家庭が複数あることは認識しており、支援をするためにそういった家庭の状況等の把握に努めた経験がございます。

○委員 ありがとうございます。なぜ聞かせていただいたかと言いますと、先ほどの御説明ですと、このガイドラインの（案）というのは、いじめの事案があったことをきっかけにガイドラインを作成するという流れがあったということをお聞きしたんですけれども、もう一方、本当に必要だなと思っております視点は、やはりコロナ禍で片親の御家庭、特に母子家庭の御家庭に非常に経済的な困難が生じていることです。例えば、これは厚生労働省が平成27年に出した独り親家庭の現状についての資料なんですけれども、その時点で過去25年間に母子家庭が1.5倍、父子家庭は1.3倍になっていると、そしてそのことに関して母子家庭の方の就職率は80.6%、父子家庭の方の親の就職率は91.3%なんです。母子家庭で就職されておられる方の中の非正規雇用が57.0%なので、父子家庭の方の12.9%に比べてかなり高い数字を示している。当然それは年間の平均収入などにも関わってきていて、同じ厚生労働省の資料によりますと、母子家庭の年間の平均収入は非正規の方だと1,250,000円であるということなんです。この度、2021年の11月の新聞で読んだ記事によりますと、やはり働くそういった非正規の女性の方々にやっぱりコロナ禍での例えば雇い止めとか、そういった影響を非常に大きく受けているという記載がありました。加えて働く女性の自殺率が平成20年度にそれまでの5年間に比べて3割増えていると、やはりそういった状況が子どもたちの心身に与える影響というのは今後、残念ながら出てくるということも見据えてガイドラインというのも策定していくことが求められているのではないかなというふうに思っているところなんです。

そういう意味で見させていただきましたときに、これも私自身が校長としてそれか



ら今、働いている職場で聞こえてくる声というものを全てひっくるめてなんですが、散逸した意見になるかもしれないんですけども、やはりスクールソーシャルワーカーとか、それからスクールカウンセラーがいらっしゃるの分かるんですけども、本当にどんなふうに自分の学校で活用したらいいのかというのが、今、一つ現状としてうまく回っていない、かみ合っていないという学校もこれも広くなんですけども、大阪府下でも数値的に点数があるわけではないんですけども聞こえてきます。ですので、校長にとってもマネジメントというのは、うまくいくための大きな要素になるのではないかなと思います。校長自身に直接、スクールカウンセラーの人たちが報告されて校長が現状をつかまれて、校長が動くというよりは校長が指示というんでしょうか、校内の様子を見てしっかりと回っていくように責任と権限と言えればいいんでしょうか、それをあるということをもとにまず明確にガイドラインで示していただく、そういうことも一つかなというふうに思います。

それともう一つ、全く観点が違うのですが、支援が必要な御家庭とか生徒の観点から見たときに、私の今までの経験からするとなかなか必要な御家庭に情報が届いていない、必要な御家庭ほど何か届いていかないというようなそういう経験もございますので、そこに着目をして何か情報を伝えていくというそういうことも抽象的かもしれませんが、必要かな、大切かなというふうに思ったところです。

以上です。

○教育長     ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○委員     では質問です。現状のスクールカウンセラーと、スクールソーシャルワーカーの配置体制や週に何回訪問しているかなどを教えてください。

○事務局     まずスクールカウンセラーにつきましては、中学校区1名、また今年度より2校の小学校に1名配置されましたので、合計8名に2名を足した10名体制となっております。

- 委員 計10名で小・中学生を見ていると。
- 事務局 はい。
- 委員 週に何回ぐらいのペースですか。
- 事務局 基本的には毎週1回です。
- 委員 来られる時間帯としてはどうですか。
- 事務局 中学校区に1名ですので、基本的には第一中学校に入りましたら、第一中学校には毎週行っていただくことになるのですが、時間の範囲内で守口小学校、八雲東小学校にも行きますので、小学校にしてみると毎週は来られていません。
- 委員 当然、小学校によっては来られていない週もあるということですね。
- 事務局 はい。
- 委員 では、スクールソーシャルワーカーはいかがですか。
- 事務局 スクールソーシャルワーカーにつきましては、基本的に小学校に年間20回行っていただいています。
- 委員 年間20回。
- 事務局 はい。今、小学校が13校と、義務教育学校が1校ございますので、計14校に年間20回ずつ派遣できるような体制です。また、中学校につきましては、小学校の体制に加えて、校区のスクールソーシャルワーカーの方が、状況に応じて一緒に行っていただくような体制を取っています。配置されているスクールソーシャルワーカーの数は現時点で5名となっております。5名の方が、小学校13校と義務教育学校1校をそれぞれ回っていただいているという状況でございます。
- 委員 雇用形態は業務委託なんですかね。
- 事務局 スクールカウンセラーにつきましては、大阪府から派遣されています。スクールソーシャルワーカーについては、市からの派遣という形です。
- 委員 子どもたちはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの存在は知っているんですか。

○事務局 各学校からは、学校だより等を通じて今年度のスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの紹介やスクールカウンセラーの方ですとこのような曜日で相談の日を設けていますというのも周知をしております。スクールカウンセラーの方も同様に今月は、このような形で来られますということを学校だより等を通じて、アナウンスさせていただいているところです。

○委員 というのがテーマですね。スクールソーシャルワーカーが何をしてくれるのかということは、ちゃんと伝わってるのかなという。説明するのは難しいと思うので、これからの課題ですね。

あとはこのガイドラインというのは、おそらく教職員向けですよ。

○事務局 おっしゃるとおりです。

○委員 児童や生徒向けの簡単なリーフレットとか、見開きのものなんかは作る予定はあるんですか。

○事務局 スクールカウンセラーにおきましては、教育センターで子どもでも読みやすいようなパンフレットなどを作成しています。

○委員 全員に配っているということですか。

○事務局 おっしゃるとおりです。学期に一度配付して周知を行っております。スクールソーシャルワーカーにつきましては、パンフレットなどを作成している段階ではないので、今後、検討していきたいと思えます。

○委員 分かりました。

○事務局 補足ですが、スクールカウンセラーにつきましては、カウンセラーが御自分の担当してくださっている学校の生徒たち、また保護者に向けたスクールカウンセラーだよりということで、非常に丁寧に勤務日とか、いつでも相談を受けつけますよといったようなことを、紙媒体ですけれども発信してくださっていますので、子どもたちはそこからも情報を得ることができている状況です。

○教育長 必ずしも子どもが直接カウンセラーに相談するだけでなく、不登校

など何か悩みを抱えている子どもがいたら、学校側がカウンセラーを紹介するというケースが多いと思います。

ほかにはいかがでしょうか。また、このあとも今日いただいた御意見も踏まえて修正していくことになるかと思えます。今回のガイドラインの作成のきっかけは、昨年度のいじめ事案からということでしたので、これまでも国や府からもいろんなスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのガイドラインなど、様々な通知でも活用方法が示されてきていると思えますので、参考にしながら、また改善を図っていただければと思います。協議会では、実はもっともなことなので多分、校長や専門の方に見ていただいてもこのガイドラインに書いてあることは全く問題がないと思えますが、今、起こりつつあることなどの課題を踏まえて、少し今日的な課題も反映していく必要があると思っています。特に、いじめ事案で求められているということをもう少し踏まえると、スクールカウンセラーは、子どもたちや家族の代弁者という部分が一つの大きい役割だと思います。そういった役割をどういうふうにして機能させていくのかも大きな課題だと思いますので、そういった視点も少し考えていく必要があると思えます。それから自殺対策というのも非常に大きな課題ですので、よく言われるハイリスクの子どもたちへの配慮などをチーム体制でやっていくというようなことも非常に大事な視点だと思います。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーそれからコーディネーターなど、特定の役割をする人だけじゃなくて、学校全体で機能するような形にしていかなければなりませんので、校内体制としてどういう役割を担うのか、あるいはどういう連携をしていくのか、外部とどういうふうに繋いでいくのかというようなことを、分かりやすいように工夫していただけたらと思います。また、コロナや家族構成、家庭の状況、経済的状況も含めて急変した子どもたちというのがいますし、あと家族を介護している子どもたちが学業に専念できないというようなことも近年非常に大きな課題として取り上げられております。文科省の昨年度の通知でも、記載がありましたので、そういったときにスクールソーシャルワーカー

カーにきちんと繋いでいくというのが非常に大事なことになってきますので、そういった今日的な課題も少し入れるとより学校でも対応がしやすくなると思いましたが、またそういった視点でもより分かりやすいような形に改善していきたいと思えます。

今日の議論はここまでとさせていただきますが、またお気づきの点がございましたら事務局までお寄せいただけたらと思えますので、ぜひよろしくお願ひします。

以上で協議事項は終わらせていただきます。

それでは報告事項に移りたいと思えます。事務局からの報告事項の前に、先日の学校訪問について、教育委員から簡単に感想を御紹介していただきたいと思えます。それぞれの委員の目のつけどころが違って、我々にとっても非常に参考になると思えます。最初に寺方南小学校と八雲中学校を訪問していただいたチームから、次にさつき学園についてお願ひしてもよろしいでしょうか。

○委員　　まず、寺方南小学校に行かせていただいたときに、私が目に入ったのが掲示物・展示物関係なんですけど、子どもたちの作品とかそういったものはもちろんのこと、ほかにもクイズだったり、防災グッズが置いてあるような防災コーナーみたいなのか、子どもたちの自学自習ノートが貼ってあったり、いろいろ工夫をこらされた物がすごく多くて、歩いていても楽しいし、どこでも目につくし、物によっても興味がいろんな物に向きやすい、生き物だったり、読み物だったり子どもたちが簡単に触れられる場所にいろんなものがあるので、いろんな興味を持てるんじゃないかな、いろんな発見ができるというのはすごく大切なことだなと思えて、その点がすごくいいなというふうに思いました。あと、学校図書館のすばらしさとして、司書が毎日いらっしゃって図書館を開放していること、そのときはクリスマスの飾りなんかもしてあって、本当に明るい雰囲気、廊下に立っただけでも本屋さんみたいにかわいいポップがあったりするので、入るときからもわくわくドキドキしながら入れる感じで、入ったらあっと明るくて本当にあっちこっちを見て楽しいなという雰囲気がありました。朝、学校に来て朝一に本を返しに来たり借りに来る子どもたちもたくさんいま

すというお話もあったので、すごく羨ましいなというふうに感じましたし、飾りについては図書のボランティアが頑張ってくださっているというお話もあったので、今、学校運営協議会でも図書ボランティアを募集しているんですけど、そういったボランティアで寺方南小学校については新しい学校というのもあるんですけど、古い学校でもそういった楽しいポップだったり、飾り方ができたら、もっともっと学校図書館がすばらしいものになるんじゃないかと思いました。図書館ボランティアとしてそういったことをしていただくのはよいのでしょうか。そういったものは誰とどこと相談させていただいたらいいのか教えていただけたら。

○事務局　ありがとうございます。学校によっては、図書ボランティアがこういうふうなレイアウトもというのは、学校司書と一緒にやっているとところがもうほとんどだと思いますので、そうすると学校司書に情報集約して学校司書から担当の教員、もしくは直接管理職に話を上げていることが多いかと思います。図書ボランティアから直接管理職とか、先生たちにお話をいただいているケースも中にはあるというのを聞いてはいますが、基本的には取りまとめを行っていただくのは学校司書になりますので、学校司書と学校図書館の担当教員がそういう形で、情報をまとめていただくのが一番スムーズに情報が上がるかなと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○委員　ありがとうございます。うちの子どもが通う学校でも、ぜひ見せていただいたことを活用してよくしていきたいなと思っています。

あと八雲中学校では、校長がすごく実直な方というか、全国学力学習調査のテストの結果もそんな悪くないんですけども、そこに安心するのではなくて自ら分析されたことについてお話されていて、すごく熱心だなというふうなイメージを受けました。私は途中でトイレに行かせていただいたんですけど、子どもたちが使っているトイレを直接使わせていただいて、ちょうど改修も終わって洋式で環境のいいトイレだったので、よかったと思いました。

以上です。

○委員 寺方南小学校は新しい校舎で、教室の扉がなく学校の中がとっても明るいんですね。それぞれの教室ごとに担任の先生が、それこそクリスマスのデコレーションみたいな、切り塗りされてて本当にわくわくするような今、考えられた構造だなというふうに思いまして、また所々小さい隠れ小屋みたいな、小人数でひそひそ喋れるようなそういう空間もあって、すごくいい感じのレイアウトを考えられている校舎だなというふうに思いました。

また、どちらの学校も学力向上をすごく意識されていて、校長が授業改善にすごくリーダーシップを発揮して、改善に努めておられるなというふうなことを印象に持ちました。寺方南小学校も八雲中学校も子どもたちが机の上に普通にタブレット置いて、学年によっては先生の指示で触っている授業ももちろんありましたが、自分たちで自らいろんな調べものとか自由にしていて活用が進んでいるなというふうに思いました。

八雲中学校で面白かったのが、校長が授業の楽しさを盛り込んだ授業を進めているとおっしゃっていて、一人一人違うことわざか何かを絵を用いて、漫画みたいな感じで書いているものをたくさん掲示していて、これだと絶対に忘れないなど、いろんな工夫がされているという印象をもちました。寺方南小学校は新しい校舎ですごく明るく、八雲中学校は古い校舎なのでそこが対称的だったんですけれども、中身は本当にすごくすばらしい取組みだなというふうに思いました。

○教育長 ありがとうございます。

○委員 それでは最初にお話させていただきます。さつき学園に行かせていただきました。まず印象的だったことは小学校6年間、中学校3年間義務教育ですから、本当に9年間にわたって発達の段階が違う子どもたちが1つの学校にいるというのは、どんな感じなのかなと思って行かせていただきました。実際、肌で感じさせていたんですけれども、例えば、私は高校に長らく勤めていたんですが、高校生も1年目、2年目、それから3年生になるとその子なりに突然しっかりするんです。それは

やっぱり後輩ができたとか、あるいは最高学年になったというところに要因があると思います。高校生とは違うかもしれないんですけども、9年間、子どもたちがずっと1つの学び舎で学ぶということは、校長の御説明にもあったんですけども、やはり下の子どもたち、それから随分年の離れている弟と妹を見ながら、自分もしっかりしなきゃいけないんだなというそういう思いをより多くの子どもたちが持てるんじゃないのかなという印象を一つ持ちました。

それから2つ目なんですが、もちろんICTを活用した授業とか、それから課題研究の成果を広い廊下の壁に貼ってあったり、様々なことにチャレンジしておられますし、成果を上げておられるなというふうにも捉えたんですが、2つ目に印象的だったのは校長なんです。校長が非常に前向きで明るくて、ビジョンをしっかりと持っておられるということもありますし、ビジョンに向けて教職員と一緒に進んでいく中には本市での初めて義務教育学校ですので、くぐり抜けてみないと分からないいろんな課題というのがあると思うんですが、何かそれはそれですよみたいな感じのオーラを出しておられましたので、きっとそこで働く教職員の皆様は、「あ、そっか」みたいな感じで安心して仕事ができているんじゃないのかなというそういう印象を持ちました。

○委員 私も興味があったのは、義務教育学校ですからどんな感じだろうと、印象的だったのはデメリットとメリットがあるだろうと思って、学校長に質問しましたら、「メリットしか思いつきません」とこういう発言をなさったんです。確かにそうかなと。中学校3年生の教室のあとに小学校1年生を見たら、小さいってなるんですよ。全然大きさが違うので多分、中学校3年生の生徒は小学校1年生の子をいじめたりはしないでしょう。恐らくほとんどの子は守ってあげると思うし、やっぱり見本を見せないといけないところだろうから、逆に小学校1年生の子は、あんなお兄ちゃんになりたいとか、メリットのほうが大きいなというふうに思いました。

それから、教育のデジタル化の急速な普及を感じました。びっくりするぐらい抵抗なく、何のためらいもなく当たり前のように触っていますね。非常に進んでいる



ので、私どもの学園は高校も大学もありますけども、しっかりマスターしとかなないとこんなこともできないのかと生徒にばかにされますよ、と教員に対して言いました。そういう刺激を受けたのでありがたいなと感じました。

あとは、これが進み過ぎると子どもが字を書かなくなるだろうとか、あるいはこの答えを見ながら喋ったら何も分かってないのに分かったように錯覚するのかなというふうに思いました。そこはアナログとの併用も上手に考えていかないと駄目かなとそんなふうに思いました。

あとさつき学園はできて5、6年のはずですね。5、6年も経てば校舎がそこらじゅうへっこんでるかなと思ったんですが比較的きれいなんです。大切に使ってらっしゃるなというふうに思いました。

以上です。

○教育長 4人の委員の皆様に見ていただき、教育委員会事務局が学校に行っても気がつかないところまで気が付いていただいて本当にありがたいと思います。また校長をはじめ、学校の先生方ともお話をしていただいて、校長からも「委員の皆様いろんなことを気が付いていただいて、また励ましていただいて、本当にありがたかった」という声も聞いておりますので、またぜひ機会を作って、違う学校を見ていただいて、いろいろアドバイスや励ましをいただけるとありがたいと思っております。また随時、こういう学校を見たいとかは御要望をいただきましたら、視察を設定したいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○委員 一つ言い忘れていましたが、学校運営協議会は地域の方に入ってもらっているのですが、私は学校長も面倒くさいだろうとか嫌がっているのかなと思っていましたが全然そんなことなかったですね。非常にありがたいというふうに言っていたので、あれは嘘じゃないだろうと思いました。いろいろ注文や要望も出てくるので大変だろうと思うのですが、メリットも大きいから、非常にうまくやってらっしゃるなという感じを持ちました。あれは本当にびっくりしました。

○委員 私も、一つ言い忘れたことがありました。今度は夜間中学校にぜひ行かせていただきたいなと思いました。

○教育長 また、皆様にも見ていただいて、こういう形で御報告いただけると情報共有もできるので、またこういう機会を作っていきたいと思います。ありがとうございました。

それでは事務局から報告を簡潔にお願いいたします。

○事務局 総務課から1点、御報告させていただきます。まずタブレット画面のシートが一番上に「L e t s ' g o もりもり」というタブがございますので、一度切替えをお願いしたいと思います。

教育委員会のホームページのトップに守口の教育の情報発信として、「もりもりがゆく」を開設しております。学校の教育活動や教育委員会の施策など、積極的に市民の方々に情報を発信できればと考えております。発信の内容は基本的に画像を中心とした構成で特色のある取組みだけではなく、日常の教育活動等を紹介できればと考えておりますので、今後、御閲覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

○委員 ホームページだけで、LINEの配信はないんですね。

○事務局 この12月から開始させていただきまして、今後できるだけ広く市内外の方にも見ていただけたらと思っておりますので、もう少しホームページの内容が充実してきた段階で、魅力想像発信課と連携しまして、しっかりと広い周知を行ってきたいというふうに今、予定しているところです。

○教育長 いろんな媒体なんかも検討してまいりたいと思います。

ありがとうございました。

ほかに報告はございませんか。ないようですので、これで本日の定例会を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

閉会：午後 3 時 4 1 分